平成２８年（フ）第９１号
茨城県土浦市荒川沖245番地１　ヒルサイドコーポＡ－105、前住所茨城県土浦市西根南２丁目10番31号　山口ハイツＢ－106
破産者　菊地　礼生
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第８２号
大阪府和泉市寺田町１丁目１番17－206号、破産手続開始決定時の住所大阪府和泉市いぶき野３丁目１番２－208号
破産者　吉村　昭彦
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第８６号
兵庫県西宮市鷲林寺南町23番15号小泉洋次方、破産手続開始決定時の住所大阪府泉大津市旭町18番２－1501号
破産者　小泉　滋之（旧姓小澤）
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１２３号
大阪府岸和田市額原町703番地の12
破産者　中野　光二
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１７４号
大阪府和泉市伯太町５丁目21番19号
破産者　阪東　　勝
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２９０号
奈良県葛城市葛木109番地５
破産者　後根　正樹
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
熊本市南区田井島１丁目11番25号　グランディールはませんⅡ101、前住所熊本市東区湖東２丁目４番２号
破産者　福成　和子
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２５１号
札幌市豊平区美園７条３丁目６番13号　シャトー桂301号
破産者　安田ひとみ
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８９７号
札幌市中央区南４条西14丁目１番31－101号
破産者　小笠原英男
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２号
秋田県大仙市北楢岡字北楢岡155番地３、前住所秋田県大仙市大曲丸の内町３番35号　ヤハタアパート７号室
破産者　田村　安恵
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第１８号
秋田県大仙市北長野字蓬田61番地３
破産者　加賀谷永子
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第１８号
福島県いわき市植田町横町36番地の１
破産者　市川　仁志
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第６２５号
埼玉県加須市上崎249番地４
破産者　高嶋　春喜
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９２１号
さいたま市岩槻区大字本宿38番地１
破産者　大野冨士夫
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４２６号
埼玉県朝霞市宮戸３丁目21番71号
破産者　清水加代子
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２４４号
川崎市川崎区境町８番19－202号　京浜興産ビル、前住所川崎市幸区小倉２丁目27番９号コーポ・オーク　102
破産者　久場　　亘
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２５４号
川崎市中原区木月２丁目21番４号
破産者　中内　久夫
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２６７号
川崎市麻生区高石３丁目９番１号　大塚ハイツ　201
破産者　中川　道男
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係